

サブスクリプション利用規約

本サブスクリプション利用規約と別紙（以下併せて「本規約」といいます。）は、株式会社ニューコム（以下「NCM」といいます。）のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といい、以下に定義します。）のライセンス使用及び当該使用に係る年間サポート（以下に定義します。）に関して、お客様と NCM との間で交わされる法的な文章です。

お客様が本規約の全ての条項に同意されることを条件として、お客様と NCM との間にお客様による本サブスクリプションサービス（以下「本サービス」といい、第1条に定義します。）の利用に係るサブスクリプション利用契約（以下本契約といいます。）が締結されます。

パッケージを開封すること、封をはがすこと、同意を意味する表示を電子的にクリックすること、又は本ソフトウェアを NCM の Web ページからダウンロードすることにより、本規約に同意したものとみなされます。

本規約の条件に同意していただけない場合には、本ソフトウェアのインストール、使用、年間サポートサービスの利用のいずれも許諾いたしません。

第1章 定義

第1条 定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。なお、本規約において示される文書及び書面とは電磁的方法により記録される電子データを含むものとします。

- (1) 「本サービス」とはライセンス使用サービス（以下に定義します。）と年間サポート（以下に定義します。）を提供するサービスからなるサービスをいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、NCM が保有する dbSheet 又は dbSheetClient という名のコンピュータープログラムのシリーズのうち、お客様が本規約に基づいて使用許諾を受けるコンピュータープログラムをいいます。本ソフトウェアには、本ソフトウェアとともにお客様に提供される本マニュアル（以下に定義します。）並びにそれらに関するバックアップコピー、アップデート版（第7条第1項に定義します。以下同じ。）、アップグレード版（第7条第2項に定義します。以下同じ。）、修正版及び関連追加文書を含みます。
- (3) 「本マニュアル」とは、NCM がお客様に対して提供する本ソフトウェアに関するユーザー用マニュアル及び関連文書をいいます。
- (4) 「ライセンス使用サービス」とは、契約期間中に限り、本ソフトウェアの使用をお客様に許諾するサービスをいいます。
- (5) 「年間サポート」とは、「製品保守サポート」、「製品アップグレード」及び「テクニカルサポート」（それぞれ第7条に定義します。）からなるサービスをいいます。
- (6) 「指定機械」とは、お客様が正当に所有又は使用する権利を有し、本マニュアル又は NCM のホームページに指定されたオペレーションシステムがインストールされており、かつ、本マニュアル又は NCM のホームページに指定された動作環境にて稼働するクライアントハードウェア及びサーバーコンピューター（リース又はレンタル等を含む）であって、本ソフトウェアのために使用されるものをいいます。
- (7) 「本お客様関連番号」とは、NCM がお客様に対して発行する、お客様番号、ライセンス番号、年

間サポート契約番号、組織 ID 等をいいます。

- (8) 「お客様情報登録書」とは、お客様の指定機械及び指定機械の利用環境に係る情報並びに指定機械を運用するお客様の担当者、連絡先及び住所等の情報で NCM がお客様を登録するためのお客様に提供いただく書面をいいます。
- (9) 「本ライセンス証書」とは、製品ライセンス証書兼付随サービス証書といい、NCM がお客様に使用許諾を与えた本ソフトウェアのプログラムを証する書面をいいます。
- (10) 「NCM 秘密情報」とは、本ソフトウェア、本マニュアル、プログラムリスト、データモデル、フローチャート、論理ダイアグラム、機能仕様、説明書その他ライセンス使用サービス又は年間サポートにより NCM からお客様に提供された本ソフトウェアの機能を含む製品情報並びに本規約、本ライセンス証書、本ソフトウェアの詳細バージョン番号、ライセンスファイル（以下に定義します。）、本お客様関連番号、ユーザーサポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL などのサービスに係る情報をいいます。
- (11) 「お客様秘密情報」とは、お客様情報登録書に記載の情報及び窓口担当者(第9条に定義します。)並びにお客様に対する年間サポートサービスにより NCM が知るに至ったお客様の本ソフトウェアの使用に係る情報をいいます。
- (12) 「秘密情報」とは、NCM 秘密情報とお客様秘密情報を併せた情報をいいます。
- (13) 「ライセンスファイル」とは、別紙 1 第 1 条に記載のサーバー版がインストールされた指定機械に適用されるべき暗号キーのことを言います。
- (14) 「ライセンス数」とは、本ソフトウェアのプログラムごとにお客様にご契約いただいたライセンスの総数をいいます。
- (15) 「アカウント数」とは、本ソフトウェアのサーバー版に登録することができるユーザー数をいいます。
- (16) 「本契約期間」とは、本契約が有効な期間のことをいい、本契約の成立日より始まり、その後お客様に本ソフトウェアとライセンスファイルを NCM が提供した日の翌月から 1 年の終了日までをいいます。また、本契約が更新される場合は、前期の終了日の翌日から 1 年間とします。
- (17) 「本利用料」とは、お客様が本サービスを本契約期間において利用するための料金をいいます。

第 2 章 ライセンス使用サービス

第 2 条 ライセンス使用権の許諾

- 1 本規約に基づく本利用料を NCM に支払うことを条件として、NCM は、契約期間に限り、お客様に日本国内で指定機械においてライセンス数を上限として、譲渡不能でサブライセンス不可の条件で本ソフトウェアを使用する非独占的使用権を許諾します。
- 2 お客様に使用を許諾される本ソフトウェアは、前項の許諾に基づき別紙 1 に記載の各プログラムからお客様が選択し、当該選択に対し NCM から許諾を受け、当該選択された本ソフトウェアに係る本利用料を支払われた、又は支払われるものとなります。又はそれらのお客様により選択された本ソフトウェアのうち年間サポートにより提供されるアップデート版及びアップグレード版、並びにそれらの本マニュアルに限りです。なお、別紙 1 の記述において、別紙 1 第 1 条第 3 号以外においては dbSheet の部分は dbSheetClient へ、EX11 の部分は 4 桁続きのアラビア数字へと当てはめることによってあらわされる、NCM がホームページなどにより提示している提供可能な本ソフトウェアの製品を当て

はめるものとしします。

- 3 お客様が年間サポートにより新たにリリースされたアップデート版又はアップグレード版を利用される場合、当該利用の開始前にお客様が使用されていた製品を同時に使用することはできません。
- 4 お客様が、新たにリリースされたアップデート版又はアップグレード版を使用される場合、指定機械にインストールしている別紙1の第1条ないし第3条の各サービスにおいて使用許諾されるプログラムのリリース番号（本ソフトウェアのバージョンとリビジョン番号を表現した番号で、第7条第1で説明しています。）を一致させて使用するものとしします。
- 5 前二項にかかわらず、NCMは、お客様へのサポートの目的でこれらに反する許諾をお客様に期間限定で与えることができるものとしします。

第3条 ライセンスファイル

- 1 お客様は、本ソフトウェアの仕様上、別紙1第1条のサーバー版がインストールされた指定機械にライセンスファイルを適用しなければ本ソフトウェアを利用できないことを理解するものとしします。
- 2 ライセンスファイルは、一旦発行されると90日で失効し（以下この90日を「ライセンス適用猶予期間」といいます。）、ライセンス適用猶予期間内にライセンスファイルが適用されなかった場合、ライセンスファイルに反映されていたお客様固有の利用環境で本ソフトウェアを使用することはできないことをお客様は、理解するものとしします。
- 3 NCMの責によらずライセンス適用猶予期間内にライセンスファイルが適用されず、その後、お客様が当該ライセンスファイルの再発行を求める場合、お客様は、発行手数料をNCMに対して支払うものとしします。
- 4 本ソフトウェアの各プログラムをインストールできる指定機械の台数及び本ソフトウェアをインストールしたクライアントハードウェアからサーバー版をインストールしたサーバーコンピューターに同時並行的にアクセスすることができるユーザー数についてお客様は、別紙1の規定を遵守するものとしします。

第4条 知的財産権

- 1 お客様は、本規約に基づき本ソフトウェア並びに NCM が無償で配布するソフトウェア及びそのマニュアル（本条において「本ソフトウェア群」といいます。）の譲渡不能の非独占的使用権のみを取得し、本ソフトウェア群に係る所有権、著作権その他のいかなる権利も取得しないものとしします。本ソフトウェア群その他の付属ドキュメント並びにそれらのあらゆる複製物に関する所有権、著作権、特許権、商標権、ノウハウ及びその他の知的財産権は、すべて NCM（又は、NCM に使用許諾を行った原開発者その他第三者がいる場合は当該第三者、以下「原権利者」といいます。）に留保されるものとしします。
- 2 お客様は、本規約で特に明示的に許諾される場合を除いて、次の各号のいずれの行為も行ってはならず、また、お客様の顧客の従業員等を含むいかなる第三者に対しても、当該行為をすることを許諾してはならないものとしします。
 - (1) 許諾されていない機器又は製品（例えば本マニュアルで指定されていないもの）上で本ソフトウェア群を使用すること。
 - (2) 本ソフトウェア群を修正し、本ソフトウェアに基づいて二次的著作物を創作し、又はリバースエンジニアリング、デコンパイル、暗号解読、逆アセンブル、その他の方法で本ソフトウェア群につき人間が解読可能な形式に変換すること。ただし、これらの制限を設けることが適用される法

で禁止されている場合は、当該禁止されている限度で上記の制限は適用されないものとします。

- (3) お客様に適用される法律上違法な、又は違反する方法で本ソフトウェア群を使用すること。
- (4) 本ソフトウェア群を第三者に販売し、売り渡し、許諾し、貸与し、担保を設定し、又はその他の形で提供すること。
- (5) サービス機関、SaaS、共同使用その他形態を問わず、第三者のためにサービスを提供するために本ソフトウェア群を使用し、又は使用させること。
- (6) NCM の書面による事前の同意を得ることなく、本ソフトウェア群に関する NCM 秘密情報を何らかの形式で第三者に開示し、提供し、又はその他の方法で利用させること。
- (7) NCM の書面による事前の同意を得ることなく、本ソフトウェア群の性能もしくは機能の評価の結果又は稼働中の様子を第三者に公表し、又はその他の方法で利用させること。

- 3 お客様は、本ソフトウェア群が納入された際に本ソフトウェアに表示されていた著作権、所有権、商標権その他 NCM 又は原権利者の権利を示す文言や表示を削除してはならないものとします。

第5条 第三者による利用など

- 1 第4条の取り決めにかかわらず、お客様が第三者に本ソフトウェアを使用させることを希望される場合、NCM と協議の上、合意に至る必要があります。
- 2 前項の合意には、次の取り決めが含まれるものとします。
 - (1) お客様は、当該第三者が本規約の関係する取り決めに遵守することに責任を持つこと
 - (2) 当該第三者による本規約の違反により NCM に発生した損害の賠償は、お客様が負うこと

第6条 ライセンス選択内容の変更

- 1 お客様は、本契約期間中、別紙1第1条第7号及び第8号の取り決めを守る限りにおいてライセンスの種類及び数（以下「本ライセンス選択内容」といいます。）を増減できます。この場合、お客様は NCM にその旨を告げ、NCM より新たなライセンスファイルの提供を受ける必要があることを理解するものとします。
- 2 お客様が使用する本ライセンス選択内容を本契約期間中に変更した場合、本利用料が変更になるときは、別紙2の規定に従って当該本利用料の差額を精算するものとします。
- 3 お客様は、本契約期間中、別紙1第1条第7号及び第8号の取り決めを守る限りにおいてご利用中の本ソフトウェアのバージョンを下げて利用（以下「ダウングレード」といいます。）することができます。この場合、お客様は NCM にその旨を告げ、NCM より新たなライセンスファイルの提供を受ける必要があることを理解するものとします。

第3章 年間サポートサービス

第7条 サービス内容

- 1 製品保守サポートは、現在の本ソフトウェアのリリース製品に対して、小規模な機能の改良又はバグ修正を行い、本ソフトウェアを提供するサービスをいいます。また、製品保守サポートによりリリースされた本ソフトウェアをアップデート版といいます。アップデート版のリリースは、リリース番号の変更によって確認できます。リリース番号は 11.0.3.0、11.1.3.1 等と表されますが、リリース番号の左側から数えて初めのピリオドより左側の数字が本ソフトウェアのバージョン（製品名）を表し、それ以外の数字が変更されると新たなアップデート版がリリースされたことを意味します。なお、dbSheetEX11 のリリース番号は 11.A.B.C（ここに A ないし C は3桁以下で0以上の整数）となり

ます。

- 2 製品アップグレードは、現在の本ソフトウェアのリリース製品に対して、大規模な機能の改善、バグ修正、新機能やソフトウェアの主要な機能性を向上させる改良等を取り入れた本ソフトウェアをリリースし提供するサービスを意味します。また、製品アップグレードによりリリースされた本ソフトウェアをアップグレード版といいます。アップグレード版のリリースは、リリース番号の変更によって確認できます。例えば、リリース番号が 10.A.B.C から 11.D.E.F へと（ここに A ないし F のアルファベットは 3 桁以下で 0 以上のアラビア数字を表します。）変更されると新たなアップグレード版がリリースされたことを意味します。
- 3 アップデート版又はアップグレード版のいずれかの指定は、NCM が決定するものとします。
- 4 年間サポートは、お客様の契約期間内に本ソフトウェアのアップデート版又はアップグレード版のリリースを保証するものではありません。
- 5 テクニカルサポートは、お客様が NCM に対し、電話、E-mail 等を介して下記内容の問い合わせをなし、これに対して NCM が当該担当者に対して同様の手段又は NCM の指定する Web ページからのダウンロードを通じて回答を提供するものです。
 - (1) 本ソフトウェアの導入方法、基本的な操作方法又は本ソフトウェアの機能
 - (2) 保守情報
 - (3) 技術情報
- 6 以下に列挙する事項は、テクニカルサポートの対象外です。
 - (1) NCM が明示する動作環境以外の環境下での本ソフトウェアの使用に関する問合せ
 - (2) お客様の本ソフトウェアのアップデート又はアップグレード作業
 - (3) お客様の固有の動作環境（OS、ハードウェア、ネットワーク環境）に関する問合せ
 - (4) 出張サポート
 - (5) NCM が明示する動作環境並びに本マニュアル又は弊社ホームページに掲載してある、本ソフトウェアが対応する Microsoft Office、Windows 対応 OS 及び対応サーバー OS 以外の製品との互換の確認又は検証
 - (6) 本ソフトウェア以外のプログラミングに関する問合せ
 - (7) 文書、データ、データベース等の作成代行、管理、コンサルティング等
 - (8) お客様のシステムの実装
 - (9) 日本語以外でのお問い合わせ

第8条 年間サポート

- 1 年間サポートは、第1条第5号に規定の各サービス3つを併せたものをいい、いずれか一つ又は二つのみを申込むことはできません。
- 2 年間サポートは、お客様がライセンス使用を許諾された本ソフトウェアに対して提供されます。
- 3 お客様は、テクニカルサポートの窓口担当者を NCM が認めた者に委託することができます。

第9条 お客様の窓口担当者

- 1 お客様は、年間サポートを受けるにあたり、アップデート版又はアップグレード版の提供を申込み、及び受け取り、並びにテクニカルサポートを受ける担当者（以下「窓口担当者」という。）を設定し NCM に通知するものとします。
- 2 テクニカルサポートをお客様が利用される場合、NCM への質問及び回答の受け取りは、原則窓口担

当者に限るものとします。

- 3 お客様と NCM が同意した場合、前項のテクニカルサポートの窓口担当者を増やすことができます。
- 4 お客様によるテクニカルサポート利用の際に、お客様に許諾された人数より多い方から第 7 条第 5 項の問い合わせが同時期にあった場合で、一定期間当該超過人数による利用が続いたとき、NCM は、窓口担当者の増員があったものとみなし、第 10 条第 6 項を準用し当該超過人数分の利用に対する対価を請求できるものとします。
- 5 お客様は、窓口担当者を変更する時、又は増員する時は、NCM が定める手続きに従い手続きを行うものとします。
- 6 お客様の窓口担当者は、本お客様関連番号を厳重に管理するものとします。

第 4 章 管理

第 10 条 本利用料等

- 1 各バージョンにおける各製品の使用に係る本サービスの各プログラムの 1 ライセンス毎の年間使用料（以下「基本年間使用料」といいます。）は、NCM の Web サイトなどに記載されます。
- 2 本利用料は、別紙 1 に定める本ライセンス選択内容に係る取り決めをお客様が遵守しつつ選択され、NCM より許諾を受けたライセンスの種類及び数に基本年間使用料を乗じた価額の合計となります。
- 3 ライセンスファイルの発行手数料は ¥ 30,000 円（消費税等別）とします。
- 4 お客様は、本利用料を本ソフトウェアとライセンスファイルの提供を受けた月の翌月末までに NCM の指定口座に振り込むものとします。振込み手数料はお客様の負担とします。
- 5 前項の取り決めは、お客様と NCM が別段の取り決めを定めることを妨げないものとします。
- 6 第 9 条第 1 項のテクニカルサポートの窓口担当者を増やした場合、増員された担当者が本契約期間中テクニカルサポートを利用する料金は一人当たり ¥ 100,000 円（消費税等別）とします。増員された利用者は本規約に従いテクニカルサポートを利用するものとします。
- 7 第 6 条第 3 項において NCM の責に帰する事由によらず、お客様がダウングレードを希望される場合、そのために必要なライセンスファイルの発行手数料を NCM に支払うものとします。また、お客様が当該ダウングレードの状態から当該同一の契約期間中に本ソフトウェアをアップグレードされる場合もライセンスファイルの発行手数料を支払うものとします。
- 8 その他の本利用料に係る取り決めは別紙 2 に定めるものとします。

第 11 条 本契約期間

- 1 第 1 条第 16 号の規定にかかわらずお客様と NCM が合意した場合、契約期間の始まりを出荷後最大 3 か月遅らせることができるものとします。
- 2 NCM は、お客様に対して本契約最終日の 2 か月程度前に本契約終了日をお知らせするものとします。
- 3 本契約期間満期終了の 30 日以上前に、お客様が書面にてその更新に異を唱えない限り、契約期間の満期終了後、第 1 項にて合意した期間がスタートするものとし、その後も同様とします。

第 12 条 本お客様関連番号

- 1 お客様は、本お客様関連番号は、お客様が本サービスを利用される際に必要であり、また、お客様が本サービスを利用できる権利を持つことの証明となることを理解し、契約期間中は大切に保管するものとします。本お客様関連番号が第三者に漏洩した場合は、速やかに、NCM にご連絡いただくも

のとします。

- 2 NCM は、本お客様関連番号が NCM の責によらず、不正使用されたことによってお客様に発生した損害については、一切責任を負わないものとします。

第13条 秘密保持

- 1 お客様は、NCM 秘密情報が、NCM が獲得したか又は NCM にライセンスされた秘密で財産的価値のある情報を具体化したものであることを諒解しているものとします。
- 2 お客様は、本ソフトウェアをお客様内部で使用する以外の目的で、NCM 秘密情報を使用しないものとします。また、お客様は、NCM 秘密情報の秘密性を守るために要求される、あらゆる合理的な予防措置を講じるものとします。
- 3 お客様は、NCM 秘密情報を複製、販売、出版、その他無償及び営利目的での利用を行うことはできないものとします。
- 4 お客様は、本ソフトウェア、本マニュアル等の提供物に記されている秘密である、又は所有物である旨の表示を取り去ったり毀損したりせず、また、毀損したものを第三者に許諾しないものとします。
- 5 お客様は、いかなる個人又は法人に対しても、NCM 秘密情報の全部又は一部を開示しないものとします。ただし、お客様の従業員又はコンサルタントであって、次の者の開示する場合を含まないものとします。
 - (1) お客様が NCM 秘密情報を正当に使用するために、NCM 秘密情報にアクセスすることが必要である者
 - (2) 本規約に基づく使用と非開示の制限に従うことを要求する契約を締結している者
- 6 お客様は、NCM 秘密情報についての不正使用又は開示が、NCM (又は原権利者) に対して回復不可能な損害を生じさせることについて諒解しているものとします。もし、不正使用又は不正開示がなされた場合、お客様は、ただちに NCM に通知し、お客様自らの費用負担で、当該不正使用又は不正開示による NCM の損害を回復し、以後の不正使用又は伝播を防ぐために、必要なあらゆる対策を講じるものとします。
- 7 NCM はお客様秘密情報を厳重に管理し、当該目的のためにのみ利用するものとします。
- 8 第1条第7号ないし第11号に規定の秘密情報には、以下のいずれの情報も含まないものとします。
 - (1) 公知であるか、又は秘密情報の開示を受けた側の債務不履行によらずに公知になった情報
 - (2) 本規約に基づき秘密情報を受領する前に秘密情報の被開示側が知っていた情報であって、それが書面での記録で証明できる情報
 - (3) 被開示側が、第三者から秘密保持義務を負わずに正当に受領した情報
 - (4) 被開示側が、秘密情報にアクセスすることなく、独自に取得又は開発した情報
- 9 秘密情報の被開示側は、裁判所又は政府当局からの要求、要請又は命令により要求された場合には、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、秘密情報の被開示側は、開示側に対し、開示側が当該要求、要請又は命令に対して法的な手段により争うことを可能とするために十分事前に通知を行うようあらゆる合理的な手段を講じるものとします。
- 10 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了又はその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第14条 登録データの変更

お客様は、お客様情報登録書の記載事実及び窓口担当者に変更があった場合は、速やかにこれを NCM に

通知するものとします。

第5章 保証・損害賠償・解約

第15条 本サービスに係る責任の限定

- 1 NCM は、お客様に本ソフトウェア及びライセンスファイルを提供した時から90日に限り、当該本ソフトウェア及びライセンスファイルに瑕疵があった場合、無償交換いたします。
- 2 NCM がお客様に提供する本ソフトウェアを記録したメディア（メディアを提供した場合）はお客様に貸与されるものとします。お客様は当該メディアが不要になったときには、お客様の責任において破棄していただくものとします。
- 3 NCM は、本ソフトウェアはお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、また、本ソフトウェア又はライセンスファイルの紛失、盗難事故及び誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。
- 4 お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用及び使用結果については、お客様の責任とさせていただきます。
- 5 テクニカルサポートにおけるお客様への回答は、お問い合わせいただいた問題の解決、お客様の特定の目的に合うこと、及び不具合の修補を保証するものではありません。
- 6 お客様によるお客様情報登録書などによるユーザー登録若しくはユーザー登録内容の変更の届出がなされないか、又は届出内容に不備がある場合、NCM からお客様への通知、郵送及びその他のコンタクトの不達により生じる不利益及び損害については、お客様の責任とさせていただきます。

第16条 解除及び終了

- 1 お客様が本規約に違反した場合、NCM は本契約を解除することができます。
- 2 前項における解除の場合及び本契約が満期終了し、本契約が更新をされない場合、お客様は、本ソフトウェア及び本マニュアル並びに年間サポートを一切使用することができません。また、この場合、お客様は本ソフトウェア、本マニュアル及び全ての複製物並びにお客様関連番号を含む全ての NCM 秘密情報を直ちに破棄するものとします。
- 3 お客様は、本ソフトウェア、本マニュアル及びそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。お客様が、当該行為により本契約を終了させた場合、速やかに NCM に通知するものとします。
- 4 前三項により本契約が解除又は終了となった場合、当該本契約のもとでお客様が NCM に支払われた本利用料は一切返還されないものとします。
- 5 NCM は、お客様の申し込み時に予測できなかった事由により、年間サポートを本契約期間途中で終了する場合があります。この場合の返金については、NCM より別途ご連絡するものとします。
- 6 第12条、第13条、第16条第6項、第17条、第18条、第22条の定めは、本契約失効後もなお効力を有するものとします。

第17条 反社会的勢力との取引排除

- 1 お客様及び NCM は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、国際犯罪組織、国際テロリスト、その他これらに準ずる個人、法人又は団体）に該当しないことを表明し、また、取引及び交際しないことを保証するものとします。
- 2 お客様及び NCM は、相手方が前項に違反した場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除する

ことができ、解除により相手方に発生した損害について賠償する責任を一切負わないものとします。

第18条 損害賠償

- 1 お客様が本規約に違反することにより NCM に損害をもたらした場合、お客様は損害賠償の責を負うものとします。
- 2 NCM は、本ソフトウェアの使用及び年間サポートの利用によりお客様に生じた損害については、いかなる場合であれ、NCM に故意又は重過失のある場合に限り、損害賠償責任を負うものとします。
- 3 前項においてその賠償すべき損害の範囲は、お客様に生じた通常の損害に限るものとし、逸失利益を含む特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わないものとします。また、賠償すべき損害の金額は、当該賠償責任が帰責事由の原因となった本ソフトウェアの個々のプログラムの本利用料に関して現実に支払い済の本利用料相当額を限度とします。
- 4 前項にかかわらず、第13条第7項に規定の NCM が負う守秘義務の違反による損害賠償については、賠償金額の上限の定めは適用しないものとします。

第19条 譲渡

お客様は、あらかじめ NCM の書面による承諾がない限り、本契約に基づく地位、権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとします。合併、営業譲渡等による包括承継については、承継前のお客様に対し、あらかじめ NCM が書面により承諾した場合に限り承継できるものとします。

第20条 本規約の変更

NCM は、NCM が必要と認めた場合は、本規約の一部又は全部を変更できるものとします。この規約の変更は、変更後の本規約の内容をユーザーに通知し、通知の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第21条 協議事項

本規約に定めのない事項、又は本規約の各条項の解釈に関し疑義を生じた場合は、お客様と NCM が誠意を持って協議の上、決定するものとします。

第22条 裁判管轄

本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的合意管轄権を有するものとします。

実施日：2025年3月16日

別紙 1

本ソフトウェアのプログラムの種類、インストール可能台数、 及び選択の組み合わせに関する規則

本別紙 1 において用いられる用語は本文におけるものと同一のものを意味するものとします。

1 サーバー版の種類、規則

- (1) サービス名：dbSheetEX11 サーバー版 [SS] 内容：サーバー版（スタンダードサーバーシステム）
- (2) サービス名：dbSheetEX11 サーバー版 [ES] 内容：サーバー版（エンタープライズサーバーシステム「機能アップオプション」をすべて含むサーバー版です。）
- (3) 前号の「機能アップオプション」は、dbSheetEX11 においては本条第 4 項の第 1 号ないし第 3 号の製品を使用するサービスをいいます。なお、同項第 4 号及び第 5 号の製品は本条第 1 号及び第 2 号のサービスで使用される製品に組み込まれます。dbSheetEX11 より前のバージョンを使用するサービスにおいては本条第 4 項第 1 号ないし第 5 号を機能アップオプションといい、これらは本条第 1 号及のサービスで使用する製品には組み込まれません。
- (4) サービス名：dbSheetEX11 サーバー版 [DR] 内容：サーバー版（コールドスタンバイ用サーバーシステム）
- (5) サーバー版のサービス利用に係るライセンス適用規則：[SS]版、[ES]版、[DR]版いずれも 1 サービスにつき 1 ライセンスだけ登録でき、かつ、当該 1 ライセンスにつき 1 インスタンスだけアクティブにして、実行できます。
- (6) [DR]版のライセンスファイルは、お客様が選択された本番用のサーバーのライセンスファイルを適用いただくものとします。よって、[DR]版用ライセンスにはライセンスファイルの発行は伴わず、本ライセンス証書のみが発行となります。
- (7) お客様は本条第 1 号又は第 2 号のサービスを購入する必要がある、また、その際、第 2 条第 1 号もしくは第 2 号のサービス又は第 3 条第 1 号もしくは第 2 号のいずれかのサービスを併せて購入するものとします。なお、WebAPI コンポーネントの利用には、第 2 条第 1 号又は第 2 号のサービスに加え、第 3 条のいずれかのサービスの購入が必要となります。
- (8) お客様は、NCM と別途合意することで、前号の取り決めを排することができるものとします。

2 実行版の種類と規則

- (1) サービス名：dbSheetEX11 実行版[ULJ/ULE]（日本語/英語） 内容：実行版（ユーザーアカウントライセンス）
- (2) サービス名：dbSheetEX11 実行版[FLJ/FLE]（日本語/英語） 内容：実行版（フローティングライセンス）
- (3) (1)のサービスの購入の際は、最低 1 ライセンス＝10CAL（CAL ー クライアントアクセスライセンスの略記）分の購入が必要となります。本サービスの追加購入は、1 ライセンス＝10CAL ごとになります。10CAL とは、dbSheet サーバーに登録できるアカウントの最大数が 10 であることを表し、お客様が購入されたアカウントより多い数はサーバー版に登録できません。
- (4) (2)のサービスの購入の際は、最低 5 ライセンス＝50CAL 分の購入が必要となります。登録でき

るアカウントは無制限です。本サービスの追加購入は、10CAL ごとになります。

- (5) (1)及び(2)に関して、実行版がインストールされるコンピュータの台数は制限の対象ではありません。

3 開発版の種類と規則

- (1) サービス名：dbSheetEX11 開発版[SL] 内容：開発版 1 ライセンス
- (2) サービス名：dbSheetEX11 開発版[5L] 内容：開発版 5 ライセンス
- (3) 前 2 号の両サービスとも 1 ライセンスにつき、最大 1 個の開発権限付きユーザーアカウントを dbSheetEX11 サーバーに登録が可能です。開発権限付きユーザーアカウントとは、そのユーザーアカウントによらなければ開発されたプロジェクト（アプリケーション）を dbSheetEX11 サーバーに登録できないアカウントであり、プロジェクト（アプリケーション）は、dbSheetEX11 サーバーに登録されて初めて実行版で利用可能となります。
- (4) 開発版の使用に係るサービスは、開発する人数分の開発版のサービスの購入が必要となります。

4 機能アップのための各オプションの種類

- (1) 製品名：Active Directory 対応 内容：Active Directory 対応又はシングルサインオン機能
- (2) 製品名：MS-Access 対応コンポーネント 内容：Access 対応 API
- (3) 製品名：WebAPI コンポーネント 内容：Web-API 及び WebPortal サイト作成ツール
- (4) 製品名：クリックワンス対応 内容：実行版自動配布機能
- (5) 製品名：マルチプロジェクト対応 内容：1 アカウントで複数プロジェクトが同時起動可能

5 本ソフトウェアの各プログラム購入の際の組み合わせ規則

いずれかの製品のサービスを購入するお客様がその時点でサーバー版ライセンスをお持ちでない場合、サーバー版ライセンス又はサービスの購入が必須となります。ただし、NCM が必要ではないと認めた場合はこの限りではありません。

以下余白

別紙 2

本利用料の変化及びライセンス利用との関係

本別紙 2 において用いられる用語は本文におけるものと同一のものを意味するものとします。

1 本契約期間中に利用するライセンスの種類又は数を変更した場合の精算

- (1) 本ライセンス選択内容を本契約期間中に変更する場合、まず当該本ライセンス選択内容にもとづく本利用料を計算します。この場合の本利用料を想定本利用料といいます。
- (2) 本利用料は本契約期間中の使用料であり、期中の本ライセンス選択内容変更に基づき本利用料が増額となる場合でも原則 1 年間本サービス利用に対する対価である本利用料をお支払いいただきます。
- (3) 第 1 項の計算において、想定本利用料が本契約期間中にお客様が支払った本利用料のうち最高額（以下「支払済本利用料最高額」といいます。本契約期間中に本ライセンス選択内容の変更を初めて行う場合、支払済本利用料最高は期初における本利用料と同一の額となります。）より高額となる場合、お客様は差額を NCM に支払うものとします。また、本利用料の差額を NCM に支払うような本ライセンス選択内容への変更の際は、ライセンスファイルの発行手数料は支払い不要とします。
- (4) 第 1 項の計算において、想定本利用料が支払済本利用料最高額より低額となる場合、NCM はお客様に対して差額は返金しません。また、この場合の本ライセンス選択内容への変更の際は、お客様は、ライセンスファイルの発行手数料を NCM に支払うものとします。

2 本契約期間中に本サービスの基本年間使用料が NCM により変更された場合の精算

- (1) 本契約の締結時又は更新時に NCM が発表している年間使用料をベースにして本利用料が決定されます。
- (2) 本契約期間中に本サービスの基本年間使用料が変更されても、本契約期間中の本ライセンス選択内容の変更を行う場合に本利用料の計算には影響がありません。

3 本契約期間中にアップデート版やアップグレード版ではない、別紙 1 にない新製品を使用する本サービスがリリースされ、本契約期間中に当該新製品を利用する場合

当該新製品に係る基本年間使用料をベースに当該新製品を使用する本利用料の価額を計算し、当該本利用料を利用時に NCM にお支払いいただきます。

以下余白